

麦 の 入 札 に 係 る 仕 組 み の 変 遷

項 目	12年度	13～16年度	17～18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実施主体	一般社団法人 全国米麦改良協会											
実施時期	原則として播種前に実施											
回数	1回	2回						2回(再入札実施)				
実施月日	12年度: 11年9月22日	13年度:12年8/10、8/30 14年度:13年8/7、8/23 15年度:14年8/8、8/22 16年度:15年8/5、8/21	17年度:16年8/4、8/19 18年度:17年8/6、8/30	19年度:18年 9/27、10/11	20年度:19年 9/11、9/21	21年度:20年8/19、8/29	22年度:21年10/8、10/20	23年度:12/10、12/20	24年度9/15.9/27	25年度10/3、10/16、 再入札11/8	26年度10/16、 10/29、 再入札11/19	27年度9/9、9/26、 再入札 10/17
参加者	売り手	都道府県経済連又は全農県本部、都道府県集連										
	買い手	個別企業、全粉協、全麦茶、県組合(精麦、醤油、味噌)										
義務上場	販売予定数量が小麦3,000トン以上、大麦及びはだか麦1,000トン以上 (ただし、県内流通比率が80%以上の銘柄等を除く)											
	義務上場対象銘柄は、 売り手別の数量に関係なく 売り手別に上場	売り手別に上場数量が100トン未満の銘柄は義務上場から除くことができる										
希望上場	売り手が希望する産地別銘柄											
地域区分上場	売り手の希望により、地域区分上場できる											
	販売予定数量の要件なし	地域区分する場合の1地域当たりの販売予定数量は、1,000トン以上										
上場数量	販売予定数量の30%全量を上場											販売予定数量の30%
	第1回、第2回とも総上場数量の1/2ずつ上場											同左(需要拡大推進枠の設定)
基準価格	銘柄区分別の政府売渡価格				前年度の産地別銘柄別の指標価格			前年度指標価格×1.3	前年度の産地別銘柄別の指標価格		前年度の産地別銘柄別の指標価格(小麦は、輸入麦の政府売渡価格の変動率を乗じた価格)	
値幅制限	基準価格の±5%		小麦:基準価格の±7% 大-はだか麦:±5%	基準価格の±7%				基準価格の±10%	小麦:基準価格の±30% 大-はだか麦:基準価格の±10%	基準価格の±10%	基準価格の±10% (再入札は売り手の申し出による)	
入札枚数	入札実施毎に産地・銘柄別、売り手別に1通											
申込限度数量	買い手別に、 上場数量×買い手別シェア×1.35		小麦:上場数量×1.45 大-はだか麦 = 1.35	上場数量×買い手別シェア×1.45								
	上場数量は、全上場数量		上場数量は、第1回、第2回毎の上場数量									
最低保障数量	小麦80、小粒10、大粒20、はだか麦10トン		小麦70、小粒大麦10、大粒大麦20、はだか麦10トン								同左(再入札は再入札上場銘柄の第1回、第2回落札者のみ)	
再入札	落札残数量について、売り手の希望により実施											
指標価格	落札価格を落札数量で加重平均		第1回、第2回、再入札の落札価格を落札数量で加重平均									
入札結果の公表	当該年度の入札が全て終了したときは、速やかに公表											
	産地別銘柄別の上場数量、指標価格、申込数量、落札数量、落札残数量及び申込数量倍率を公表											
	中間価格の公表 (第1回、第2回)				各回毎の落札加重平均 価格をHPで公表		申込数量倍率等も公表		産地銘柄別・売り手別の上場数量、加重平均価格、申込数量、落札数量、落札残数量及び申込数量倍率をHPで公表			

注：上場数量のうち26年度から設定された「需要拡大推進枠」は、一定の条件のもとに協議決定し、その結果を地方協議会及び協議会事務局へ報告することとする。